

東京都フラ・タヒチ協会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、東京都フラ・タヒチ協会（以下、「本会」という。）と称し、事務局を東京都八王子市大和田町7丁目9番15号に置く。

(目的)

第2条 本会は、みんなのスポーツとしてのハワイアンフラ、ポリネシアンダンス、タヒチアンダンスなど南太平洋地域の踊りの普及振興に努め、都民の健康増進と文化生活向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南太平洋地域の踊りの普及啓発に関する事業
- (2) 南太平洋地域の踊りに関する指導者の養成に関する事業
- (3) 目的を同じくする他団体等との連携、協働する事業
- (4) その他、目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第4条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した、正会員に準じる者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する法人又は個人

(入会及び退会)

第5条 本会へ入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を必要とする。本会を退会しようとする者は、その旨届け出るものとする。

- 2 前項の入会を認めないときは、理由を付した書面をもってその旨本人に通知するものとする。

(会費)

第6条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 本会の会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出したとき
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第8条 本会の会員が次の行為をしたときは、理事会の議を経て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけたとき
- (2) 本会の総会及び理事会の決定に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第9条 本会は、既に納入した会費、その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1名以上2名以内を副理事長とする。
- 3 前2項で定めるもののほか、顧問、参与を置くことができる。

(役員を選任)

第11条 本会の理事及び監事は、正会員及び学識経験者から理事会で推薦し、総会の承認を得る。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は本会の事務局職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第12条 本会の理事長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して、時季朝に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行処理する。
- 4 監事は、本会の業務及び財産について監査する。

(役員任期)

第13条 本会の役員任期2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を継続するものとする。

(役員解任)

第14条 本会の役員が、次の各号に該当する場合は、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第15条 本会の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前項に関する必要事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

- 第16条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会を年1回開催し、必要があれば臨時総会を開催する。
 - 3 理事会は必要に応じて開催する。

(会議の構成)

- 第17条 本会の総会は、正会員をもって構成する。
- 2 団体会員は、その代表者1名が総会において議決権を行使することができる。
 - 3 理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

(会議の機能)

- 第18条 本会の会議は、次の事項を議決する。
- (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 役員の選任及び役員の職務及び報酬
 - (5) 会費の額
 - (6) その他、本会の運営に関する重要事項

(議長)

- 第19条 本会の会議の議長は、下記により選出する。
- (1) 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
 - (2) 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

- 第20条 本会の総会は理事長が招集し、正会員現在数の過半数をもって成立し、出席者の過半数の賛同を得て議決される。
- 2 理事会は理事長が招集し、理事現在数の過半数をもって成立し、出席理事の過半数の賛同を得て議決される。
 - 3 委任状提出者は、出席とみなす。

(議事録)

- 第21条 本会の会議については、次の事項を記録した議事録を作成する。
- (1) 会議の開催日時及び会場
 - (2) 総会においては正会員現在数、理事会においては理事現在数
 - (3) 出席者氏名
 - (4) 委任状提出者がある場合はその氏名
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 審議事項
 - (7) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名が署名しなければな

らない。

第5章 委員会

(委員会の設置)

- 第20条 本会の円滑な運営を期すため、理事会の議決により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の名称及び職務については、理事会において決定する。
 - 3 委員会の委員は、正会員、準会員および学識経験者から選任する。

第6章 会計

(経費)

- 第21条 本会の経費は、次のもので支弁する。
- (1) 会費
 - (2) 事業にともなう収入
 - (3) その他の収入

(予算及び決算)

- 第22条 本会の予算は、理事会の議を経て総会の承認を得る。
- 2 決算は、監事の承認を経て、理事会及び総会に報告し承認を得る。

(会計年度)

- 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第24条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、必要な職員を置くことができる。
 - 3 職員の任免は、理事長が行う。
 - 4 事務局の運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規約の条項は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。
- 2 この規約の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。
- 3 この規約は平成25年9月1日より施行する。
- 4 この規約の定めにかかわらず、平成25年度の会計年度は、平成25年9月1日より平成26年3月31日までとする。